

入 札 説 明 書

令和7年6月12日に告示した「さいたま市内水ハザードマップ作成業務」の一般競争入札については、告示文、本入札説明書、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）及び関係書類等を熟知のうえ、参加してください。

1 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出に関する事項

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札保証金免除申請書類（該当する者のみ、詳細は「4 入札保証金」参照）

(2) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市総務局危機管理部防災課防災企画係

(3) 提出方法 持参

(4) 受付期間 本告示日から令和7年6月26日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(5) その他

ア 明らかに入札参加資格がないと認められるときは一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しない。

イ 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書は返却しない。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付に関する事項

(1) 交付書類 一般競争入札参加資格確認結果通知書

(2) 交付場所 1(2)に同じ

(3) 交付日 令和7年7月1日（火）午前9時から午後5時まで。

(4) その他 郵送希望者については、1の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

3 仕様に関する質問方法

仕様に関して質問のある場合は、質問書を市ホームページからダウンロードの上、次のとおり提出すること。

(1) 提出先 さいたま市総務局危機管理部防災課

(2) 提出方法 電子メール (bosaika@city.saitama.lg.jp)

質問を電子メールで送信後、電話による到着確認をすること。

- (3) 受付期間 告示日から令和7年6月26日（木）午後5時まで
- (4) 質問に対する回答 全ての質問に対し、各競争入札参加有資格者へ2（1）に同封して回答する。

4 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(1) 入札保証金を納付する場合

入札保証金を要する場合は、市が交付した納付書によって、入札前までに納付すること。入札時に納付書兼領収書及び納付書兼領収書の写しを提出すること。

(2) 入札保証金の納付の免除を申請する場合

以下を1の書類提出時に提出すること。（イ、ウはいずれか）

ア 入札保証金免除申請書

イ 入札保証保険契約書の写し

ウ 国又は地方公共団体と締結した本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し及び履行を証明する書類の写し（2件分）

5 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和7年7月7日（月）午後2時00分

(2) 入札場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

6 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又は代理人の1名のみ入場できる。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状を提出すること。）

(2) 入札者又は代理人は、入場するときは、一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参し、入札執行者が提示を求めた場合、提示しなければならない。

7 その他の注意事項

(1) 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内

で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行なうものとする。

再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。

ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回限りとする。

(2) 入札の無効

ア 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札は無効とする。

イ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札は、無効とする。

ウ 郵便、電報、電子メール、電話及びFAXによる入札は、無効とする。

(3) 入札及び説明資料

ア 代理人をして入札等をさせる場合は、委任状を提出し、入札書には代理人の記名押印をすること。

イ 落札又は契約の相手方の決定に当たっては、入札書等に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。ただし、入札日時までに、書面（入札辞退届）により、その旨を必ず届け出ること。

(4) 再度入札で不調になった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、見積合わせを実施する。

8 本業務の問い合わせ先

さいたま市総務局危機管理部防災課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048(829)1126 FAX 048(829)1978